

保険料の納め方

- ・特別徴収の方（年金から天引きされている方）
年金の支払い（年6回）の際にあらかじめ差し引かれます。
- ・普通徴収の方
6月中に町から送付される納付書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。
納期内に納付が困難な場合は分割納付も可能ですのでご相談ください。（納期限は下記のとおりです。）

令和元年度 介護保険料の納入期限

期別	普通徴収の（納付書の方）の納付期限	期別	普通徴収（納付書の方）の納付期限
1期	令和元年 7月 1日(月)	3期	令和元年 10月 31日(木)
2期	令和元年 9月 2日(月)	4期	令和2年 1月 6日(月)

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎⑨7072

地域公共交通助成事業の申請について

町では、下記の要件に該当する方に、デマンドバス・循環バス・ハイヤー・町内運行路線のあつまバスの4種類の地域公共交通機関で共通に利用できる「共通回数乗車券」を交付します。8月以降分の交付を希望される方は、申請手続きが必要となりますので下記窓口へ申請ください（申請には印鑑を持参ください）。

対象者

- (1) 満70歳以上（翌年7月31日までに満70歳に到達する者を含む）の者で、介護保険料第3段階以下の者
- (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかを所持する者（未就学児を除く）または障害年金を受給している者
- (3) 生活保護世帯に属する者（未就学児を除く）
- (4) 介護保険施設等の入所者
- (5) ひとり親世帯に属する者（未就学児を除く）
- (6) 満80歳以上の者

助成内容

年間16,500円分として、共通回数乗車券を以下の枚数を交付します。

「50円券11枚つづり4冊」、「200円券11枚つづり2冊」、「300円券11枚つづり3冊」

申請窓口

総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

総合支所 地域推進課地域推進グループ

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎⑨7071

「経済センサス - 基礎調査」を実施します

総務省統計局・北海道・安平町では、「経済センサス - 基礎調査」を実施します。

この調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が全国すべての事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

